

答申第 4 9 号（ 諮問第50号 ）

平成13年1月1日から平成15年6月26日までの間に県が 病院から提出された全ての資料及び同時期に保有する同病院に関する全ての資料の部分開示決定並びに非開示決定に対する異議申立ての件に係る答申書

1 審査会の結論

- (1) 実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の情報のうち、下記の部分については開示すべきである。

記

・医療監視に係る公文書のうち

第1表 施設表

第4表 医師等法定人員の充足状況調

医療従事者必要人員調書並びに医療従事者標準数調書

第5表 - 1 病院資格者名簿中、他の勤務先がない常勤職員の

・他の勤務先名及び所在地

・他の勤務先における勤務日及び勤務時間

第1表 病院運営方針の概要(1 現在重点をおいている事業、2 現在問題となっている事項、3 今後の計画)

・「 病院への立入調査について」のうち

(2) 看護体制について(の最終行を除く)

(3) 病院側の見解・主張のうち

に記載された医師の当直体制

に記載された病院側の見解

- (2) その余についての決定は妥当であり取り消す必要はない。

2 諮問事案の概要

(1) 公文書開示請求

異議申立人(以下「申立人」という。)は、群馬県情報公開条例(以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、群馬県知事(以下「実施機関」という。)に対し、平成15年6月26日、「平成12年1月1日から平成15年6月26日までの間に県が 病院から提出されたすべての資料及び県が同時期に保有する同病院に関するすべての資料」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、平成15年7月25日、本件請求に係る公文書を「病院報告 平成12年12月～平成13年2月分 病院報告 平成13年3月～平成14年2月分(従事者票含む) 病院報告 平成14年3月～平成15年2月分(従事者票含む) 病院報告 平成15年3月～平成15年5月分」(以下「本件公文書1」という。)、 「平成13・14年麻薬年間受払届、麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届」(以下「本件公文書2」という。)、 「平成12年度医療監視の改善結果及び改善計画について 平成13年度病院医療監視の結果について 平成13年度医療監視に係る改善状況報告について 平成14年度病院医療監視の結果について 病院への立入調査について」(以下「本件公文書3」という。)並びに「 病院への苦情について(2件)」(以下「本件公文書4」という。)と特定し、本件公文書2及び本件公文書3について部分開

示決定を行い、本件公文書 1 及び本件公文書 4 について非開示決定（以下、前記部分開示決定並びに非開示決定について「本件処分」という。）を行い、本件処分の公文書を一部開示しない理由並びに開示しない理由を次のとおり付して、申立人に通知した。

・ 本件公文書 1

条例第 1 4 条第 1 号該当

統計法第 1 4 条の規定により報告・徴収の結果知られた人・法人またはその他の団体に属する事項については、その秘密は保護されることになっている。また、同法第 1 5 条の 2 第 1 項の規定により、統計上の目的以外の使用が認められていない。以上の理由から、病院報告の調査表の記載内容すべてを法令秘情報としたことによる。

・ 本件公文書 2

条例第 1 4 条第 2 号該当

患者の氏名については、個人に関する情報であるため開示しない。

条例第 1 4 条第 4 号該当

麻薬管理者氏名、麻薬の品名、期初在庫数量、譲り受けた数量、施用し又は施用のため交付した数量及び期末在庫数量については、犯罪を予防するため開示しない。

・ 本件公文書 3

条例第 1 4 条第 2 号該当

「第 5 表 - 1 病院資格者名簿」のうち「免許（登録番号・登録年月日）」、「採用年月日」、「他の勤務先及び所在地」、「他の勤務先における勤務日及び勤務時間」及び「備考」の各欄の内容、「第 5 表 - 4 事務職員名簿」のうち「当病院における勤務年数」欄の内容、及び「第 5 表 - 5 看護補助者名簿」のうち「採用年月日」欄の内容は、個人識別情報に該当。

条例第 1 4 条第 6 号本文該当

医療監視は毎年実施しており、調査に関して相手方の協力が不可欠であるため、円滑な実施が困難になる危険性がある。（「第 5 表 - 1 病院資格者名簿」、「第 5 表 - 4 事務職員名簿」及び「第 5 表 - 5 看護補助者名簿」を除く。）

「病院への立入調査について」は、医療事故の報告制度がない中での任意の聞き取り調査であるため、今後、調査協力が得られなくなったり、正確な事実の把握を困難にする危険性がある。

条例第 1 4 条第 6 号ホ該当

開示することにより、病院経営の上で競争上の不利益を与える危険性がある。（「第 5 表 - 1 病院資格者名簿」、「第 5 表 - 4 事務職員名簿」、「第 5 表 - 5 看護補助者名簿」及び「病院への立入調査について」を除く。）

・ 本件公文書 4

条例第 1 4 条第 2 号該当

個人識別情報である。

条例第14条第6号ホ該当

苦情者側からだけの言い分であるため、病院側に不利益を与える危険性がある。

(3) 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成15年8月6日付で、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会(以下「審査会」という。)に対して、平成15年8月21日、本件処分の取り消しに係る異議申立事案の諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

3 申立人の主張要旨

申立人が主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分の一部取り消しと、文書の開示を求める。

(2) 条例における開示・非開示の解釈について

条例は、県が県民に対し、県政に対する説明責任を果たすことにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進することなどを目的としている。個人情報などいくつかの項目を非開示とする点に関しては公共の福祉などの観点から一定の理解もできるが、原則はあくまで公開であり、実施機関である県の裁量は極力廃さなければならない。条例の非開示規定は曖昧で、県が個別案件に関して、開示・非開示を裁量する余地を多分に残している。事実、県が今回、非開示理由として挙げたものには説明責任を果たすとの本旨から大きく逸脱したものが目立つ。さらに、上位法規の理念などに著しく反する一方的解釈が行われている点が多々あることも見逃すことはできない。

(3) 本件公文書の内容と開示すべき理由について

・本件公文書2について

麻薬管理者は公務員であり、公務員の氏名は条例第14条第2号八により非開示情報から除外されている。

条例第14条第4号を主張するには「相当の理由」が必要であるが、その説明がない。

品名、在庫数などを公にしたところで犯罪につながるとは考えられず、犯罪を誘発するというならば、同病院が保管に関してずさんであり、県が適切に指導していないことの表れである。

なお、「患者の氏名」に関しては、個人識別情報として非開示なのは妥当である。

・本件公文書3について

医療監視は任意ではなく知事の権限において命令をもって行うものであり、非開示理由とした「相手方の協力が不可欠で、円滑な実施が困難になる」という主張は成り立たない。強制調査権がないから正確な事実を把握できないと解されるような理論は詭弁である。目下、厚生労働省の審議会等でも病院情報の公表が検討されて

いるところであり、国民の医療に対する情報公開の期待は強い。医療監視が犯罪捜査の目的でないとしても、それを職務とする県には、医療事故（業務上過失致死）などの犯罪が思料される場合には告発の義務が生じ、強制調査権の有無にかかわらず、正確な事実を把握することが求められている。また、医療監視の結果の公表が県民の不安を高めるのだとしたら、当該病院が適切な医療と経営を行っていないことの証であると思料せざるを得ない。医療法に基づく医療監視は、総則にあるように国民すなわち医療を受ける者の健康を保持するための、医療を受ける側の利益保護を主体とした制度であって、病院や監督権者である県が主体ではない。同法の目的を必要十分に達するため、そして、条例が県の県政に関する県民への説明責任の全うを目的としていることを完遂するため、県は可及的速やかに県民に情報を公開すべきである。

また、「第5表 - 1 病院資格者名簿」の「他の勤務先名及び所在地」欄について、個人識別情報に該当し非開示としたが、職員の一体どれほどが「他の勤務先」をもっているのかを明らかにすることは、医療法が定める「良質かつ適切」な医療内容を提供しうる医師らの同病院における存在割合を県民が判断する材料になる。他の勤務先の有無や勤務時間は、職員の遂行業務である当該病院での医療行為に直接あるいは間接に関わる内容である。

病院への立入調査を非公開にしたことについて、県は任意調査であり詳細な内容が公表されたら病院との信頼関係が崩れ調査の適正な遂行に支障をきたすなどを理由にしているが、当該事案に関して、同病院職員の一部はミスを認める発言をしており、県が任意調査だけで医療法第25条に基づく立入調査を実施していないのだとしたら、調査の適切性に大いに疑問が残る。医療事故の結果を公表することで正確な事実の把握を困難にするおそれ、または違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると主張するが、医療事故は、公開することにより、再発防止の機運が醸成されるものである。

県は、当該病院について、地方公営企業法第3条の「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない」との条文をもって、「公益性と収益性の調和が求められている」とし、経営面で他の病院と同様に扱う必要がある、としているが、同条は地方公営企業が経済性ばかりを優先することに歯止めをかけるための条文であって、民間病院と同一に扱うことを求めたものと解するのは誤りである。

なお、「第5表 - 1 病院資格者名簿」のうち「免許（登録番号・登録年月日）」、「採用年月日」、の各欄の内容、「第5表 - 4 事務職員名簿」のうち「当病院における勤務年数」欄の内容、及び「第5表 - 5 看護補助者名簿」のうち「採用年月日」欄の内容については非開示を了承する。

・ 本件公文書4について

苦情者側の言い分をすべて鵜呑みにすると解されるような理由での非開示は妥当ではない。病院側からの苦情を受けて、県として具体的な改善策などを実施しない、あるいは実施した内容を公にしないことは、苦情の報告を求めつつ県が不作為を働いていることにほかならない。また、病院側がどのような苦情を受け、どう対処し

たかを報じることは、結果として病院側に改善の機運を醸成し、医療事故等の発生可能性を減らし得るものであり、また、重大な医療事故等の発生予見性のある医療施設を選択しないという県民利益にかなう情報を県民に伝えるものである。

また、苦情内容が正確な事実であるとはいえないことを理由に非開示としているが、その根拠が全く示されていない。双方に事情聴取した上での判断ならば妥当といえるかもしれないが、県の裁量によって、一方的に苦情内容を事実であるとはいえないと断定しているように感じられ、著しく公正さを欠くと思われる。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している非開示の理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例における開示・非開示の解釈について

条例は、第1条で「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めるとともに、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、もって県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくこと」を目的として規定している。

また、第13条において「第14条に規定する非開示情報を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」とし、原則開示の趣旨を規定している。第14条では非開示情報を規定しているが、これは実施機関に裁量権を認めたものではなく、非開示情報のいずれかに該当するときは開示してはならないと規定したものである。非開示情報の適用にあたっては、上記の目的、趣旨等を踏まえ、客観的に判断することが必要であり、こうした考えに基づき検討を行った。

(2) 開示請求に係る本件公文書の記載事項について

・本件公文書1について

病院報告は、厚生労働省が全国の病院等における患者の利用状況及び、病院の従事者の状況を把握することにより、医療行政の基礎資料を得ることを目的に毎月実施しているもので、報告様式（患者票・従事者票）及び報告経路等については、医療法施行規則により定められている。具体的には、病院報告（患者票）には在院患者延べ数、月末在院患者数、新入院患者数、退院患者数、月末病床数等が記載され、病院報告（従事者票）には、医師や看護師等の従事者数が記載されている。

また、病院報告は、統計報告調整法第3条第1項に規定する統計報告のひとつであることから、同法第4条第1項の規定により厚生労働省が総務大臣の承認を受けた旨の、承認期間及び承認番号が報告様式に記載されている。

・本件公文書2について

「平成13・14年麻薬年間受払届」は、麻薬及び向精神薬取締法第48条の規定により、麻薬管理者が毎年11月30日までに、都道府県知事に提出しなければならない届出で、前年の10月1日に所有していた麻薬の品名及び数量、前年の10月1日からその年の9月30日までの間に譲り受けた麻薬及び施用しまたは施用のために交付した麻薬の品名及び数量及びその年の9月30日に所有していた麻薬の品名及び数量が記載されている。

「麻薬廃棄届」は、麻薬及び向精神薬取締法第29条の規定により、麻薬を廃棄

しようとする者があらかじめその品名や数量を届け出る届出書である。

「調剤済麻薬廃棄届」は、麻薬及び向精神薬取締法第35条第2項の規定により麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、調剤された麻薬を廃棄した場合に、30日以内に知事に提出しなければならない届出書で、廃棄した麻薬の品名、数量等が記載されている。

・本件公文書3について

1 「平成12年度医療監視の改善結果及び改善計画について」並びに「平成13年度医療監視に係る改善状況報告について」は、平成12・13年度に実施された医療法第25条第1項に基づく医療監視において指摘された不適合事項について、病院が作成した改善結果及び改善計画書である。

2 「平成13年度病院医療監視の結果について」並びに「平成14年度病院医療監視の結果について」は、平成13・14年度に実施された医療法第25条第1項に基づく医療監視の結果及び病院への結果通知である。

具体的には、医療監視にあたり病院が作成する第1表（施設表）、第5表-1（病院資格者名簿）、第5表-2（病院検査業務従事者調）、第5表-4（事務職員名簿）、第5表-5（看護補助者名簿）、第6表（防火安全対策点検表）、第1表（病院運営方針の概要及び別紙）、第6表（主要経営管理指標等）と、実施機関が作成する第2表（検査表）、第3表（調査表）、第4表（医師等法定人員の充足状況調）、医療従事者必要人員調書（平成14年度においては、「医療従事者標準数調書」。）並びに病院への不適合事項、注意・要望事項の通知である。

「病院への立入調査について」は、平成13年5月に発生した医療事故について任意で実施した調査の結果が記載されている。

・本件公文書4について

「病院への苦情について（2件）」は、平成13・14年度に県民から寄せられた苦情内容及び実施機関の対応が記載されている。

(3) 公文書を開示しない理由

・本件公文書1について

病院報告は、統計法第14条の規定により、「統計報告の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は保護されなければならない」とされており、また、同法第15条の2第1項の規定により「何人も、報告徴収によって得られた統計報告を、統計上の目的以外に使用してはならない」とされていることから、条例第14条第1号の法令秘情報に該当する。

・本件公文書2について

医療用の麻薬は、麻薬及び向精神薬取締法により厳しく保管管理が規定され、麻薬事業所内に設けた鍵をかけた堅固な設備内に保管しなければならないが、それにもかかわらず、盗難事故が全国的に発生している。したがって、どの施設にどんな麻薬がどれくらいあるかという情報は、麻薬の窃盗を企てる者にとっては極めて有用な情報であり、本件公文書を開示することにより、病院が犯罪の目標となり、不法な侵入や盗難事故にあう可能性が増大することになるなど、犯罪を誘発しまたは犯罪の実行を容易にするおそれがある。

また、麻薬管理者名とその印影は開示することにより、麻薬管理者の麻薬の管理に関する絶対的な権限が犯罪の目標となり、麻薬を奪い取ろうと企てる者から脅迫される可能性があり、その生命、身体等が不法に侵害されるおそれがあるため、公共安全情報に該当する。

・本件公文書3について

医療監視に際しては、正規な書類に付随する多くの補助的な資料の提出が不可欠であるが、実施機関は強制調査権を有するわけではないので、病院の協力により付属資料の提出を受けているところである。医療法上の罰則規定を念頭に置きつつも、あくまでも任意に書類を提出することをねばり強く求めるにとどまる。したがって、強制調査権がないからこそ、むしろ相手方との信頼関係に立って正確な事実を把握するよう調査を行う必要があるといえる。

医療監視の結果を公表している例は全国的にもほとんどなく、非公開が慣習となっているため、公表することにより、医療監視の結果を気にするあまり適正な書類の提出をしないなど病院の協力が得られ難くなることが想定され、結果的に正確な事実の把握と適正な医療提供のための指導へつながらないなどの危険性がある。

また、医療監視は、医療従事者の充足状況や医療施設・設備面の管理を中心に、適切な医療が提供されるための主として外形条件の整備状況を検査するものであり、病院の持っている機能のごく一面の調査である。したがって、「医療監視においては、各検査項目について、所定の基準が達成されたか否かを択一的に判定するというものであって、その程度は明らかにされないため、これが公表され、この結果のみによって当該病院の実情を不当に不利益に判断される事態が生じかねない。かかる事態は、当該検査に任意に応じ、県の指導のもとに改善を図ろうとする病院にとって不測の事態となるおそれがあるし、今後の医療監視の適正な実施を困難にするものと認められる。」（奈良地方裁判所・平成13年9月26日判決「公文書非公開決定処分取消請求事件」）と解される。

当該病院は地方公営企業であり、公益性と収益性の調和が求められており、経営面において他の病院と同様に取り扱う必要があるが、多岐にわたる検査項目を公にすることにより、必要以上に県民の不安を高め、病院の信頼を損ねる危険性があり、結果として病院離れによる経営不振に陥らせるおそれがある。

したがって、本件公文書を開示することは、医療監視の円滑な実施が損なわれ、医療監視の目的が達成できない危険性、病院に競争上の不利益を与える危険性がある。

病院への立入調査については、現行の医療法には医療事故に関する報告制度がないため、医療事故が発生した場合、任意調査を行って事実確認をし、法令等に抵触するおそれがあれば医療法第25条に基づく立入調査を実施している。任意調査に際しては正確な事実の把握が重要であるが、任意調査の詳細な内容が公にされることにより、県との信頼関係が崩れ、病院の協力が得られなくなることが想定され、調査の適正な遂行に支障をきたす危険性がある。

・本件公文書4について

苦情内容は、苦情者からの一方的な内容をまとめたものであり、この内容を公に

することは、病院に風評被害を与えるなど病院の正当な利益を害するおそれがある。実施機関は、何が事実で誰にどのような責任があるかを判定する機関ではなく、苦情者と病院との調整役として苦情を受け付けているものであり、常に苦情者、医師の双方に事情聴取をしているわけではない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

しかし、条例の前文にあるとおり、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益の侵害など、本来の目的が阻害されてはならないとされており、この公文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、条例第14条各号に規定されている非開示情報に該当するかどうかによって決せられるべきものである。

よって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が条例第14条各号に該当するかどうかをその文理及び趣旨に従い、事案の内容に即し具体的に判断するものである。

(2) 本件公文書1について

・条例第14条第1号の該当性について

本件公文書1に記録され、実施機関が非開示とした情報が、条例第14条第1号に該当するかどうかについて検討する。

本件公文書1は、医療法施行令第4条の8に基づき、患者の利用状況と病院の従事者の状況を把握することにより、医療行政の基礎資料を得るために、患者票については月に一度、従事者票については年に一度、厚生労働省が病院から提出させているものである。

また、本件公文書1は、統計報告調整法第4条第1項の規定による総務大臣の承認を受けた統計報告であり、統計法の規制を受ける調査である。統計法第14条では、「統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告の徴収の結果知られた人、法人又はその他の団体に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。」と規定され、統計法第15条の2では、「報告徴収によって得られた統計報告を統計上の目的以外に使用してはならない。」と規定されていることから、条例第14条第1号に該当すると認められる。

(3) 本件公文書2について

・条例第14条第2号の該当性について

本件公文書2に記載された麻薬管理者の氏名及び印影が、条例第14条第2号に該当するか検討する。

病院は、市町村組合が開設する一部事務組合の病院であり、当該病院は地方自治法に規定する特別地方公共団体に該当するため、その職員は地方公務員と

なる。

したがって、かかる情報は、公務員の職務遂行上の情報といえるが、後述する第4号（公共安全情報）と関連し、職務の性質上開示することにより当該公務員個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められ、ただし書き八から除かれる場合に該当する。

・ 条例第14条第4号の該当性について

本件公文書2に記載された麻薬管理者の氏名及び印影、並びに麻薬の品名及び数量等の情報が、条例第14条第4号に該当するか検討する。

本号にいう「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、開示することにより人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にする情報等が含まれる。

本件公文書2は、麻薬及び向精神薬取締法に基づき、病院から実施機関に提出された公文書で、「平成13・14年麻薬年間受払届」には、1年間に譲り受けた麻薬の数量及び施用した麻薬の数量がその品名毎に記載され、「麻薬廃棄届」には、廃棄しようとする麻薬の品名及び数量が、「調剤済麻薬廃棄届」には廃棄した麻薬の品名及び数量がそれぞれ記載され、それぞれの公文書に共通して麻薬管理者の氏名及び印影が記載されている。

実施機関は、麻薬及び向精神薬取締法に基づき、これらの業務に関する届出等を行わせることにより麻薬に関する取締りを行うものであり、これにより公共の福祉の増進を図るものである。

実施機関が主張するように、医療用麻薬は、麻薬事業所内に設けた鍵をかけた堅固な設備内に保管されているにもかかわらず、盗難事件が全国的に発生している。麻薬の特殊性を鑑みると、どの施設にどんな麻薬がどれくらいあるか、麻薬管理者は誰か、という情報は、このような犯罪を誘発しかねない情報であり、その適正な管理は、広く情報公開することで担保されるものではなく、専門機関において専門的に管理することが、公共の安全と秩序を維持するために必要であると思料する。

したがって、本件公文書2に記載された麻薬管理者の氏名及び印影、並びに麻薬の品名及び数量等の情報は、条例第14条第4号に該当する。

(4) 本件公文書3について

・ 条例第14条第2号の該当性について

まず、「第5表-1病院資格者名簿」に記載された「他の勤務先名及び所在地」並びに「他の勤務先における勤務日及び勤務時間」が、条例第14条第2号本文に該当するかどうかについて検討する。

本号にいう「個人に関する情報」とは氏名、住所等の基本的事項に限らず、個人に関するすべての情報をいうと解され、また、「特定の個人を識別することができるもの」とは氏名、住所等の情報のほか、その他の記述等により特定の個人が識別されるものも含まれる。したがって、第5表-1に記載された他の勤務先等の情報

は、特定の個人が識別できる情報であり、本号本文に該当する。

次に、上記の本号本文に該当する情報について、同号ただし書き八に該当するか検討する。

地方公務員の服務に関する規程は、地方公務員法により定められているところであり、病院に勤務する常勤の職員については地方公務員法で定められた一般職の職員に該当する。この一般職の職員が他の勤務先に勤務するためには、その勤務先が「国又は他の地方公共団体の事務又は事業に従事する場合」には、職務に専念する義務の免除の承認が必要であり、「営利企業等に従事」する場合には営利事業等の従事許可を得ることになっている。

審査会で審査したところ、職務遂行にあたっての基本的な義務である職務専念義務が免除されているか否かは、職務遂行に関する情報というべきであり、他の勤務先等の情報は、具体的に記載されている場合においては、その内容は私事に関する情報として非開示とすることが相当であるとしても、他の勤務先の有無自体は同号ただし書き八に該当し、職務遂行情報として開示されるべき情報であると判断されることから、具体的な記載がない部分については開示することで、職務専念義務の承認を受けているか否かを開示すべきである。また、営利企業等へ従事しているか否かについても同様の理由により具体的な記載がない部分については開示すべきである。

なお、非常勤の職員については、特別職の公務員に該当し、地方公務員法の適用がないことから、他の勤務先等は服務上、承認等を得る必要のない私事に該当するため、同号ただし書き八には該当しない。また、申立人は他の勤務先における勤務時間を確認することで、医師が医療事故につながるような慢性的な疲労状態で勤務しているか否かを確認し、当該病院が良質かつ適切な医療内容を提供しうるかどうかを判断したいとしているが、非常勤の職員の他の勤務先での勤務時間が直ちに県民の生命、身体の安全に直接関係のある情報であるものとも言い難く、また当該情報は公表されているものでもないことから、ただし書きイ及び口のいずれにも該当しないため、非開示とすべき個人情報に該当する。

・ 条例第14条第6号本文及びホの該当性について

まず、「平成12年度医療監視の改善結果及び改善計画について」、「平成13年度医療監視に係る改善状況報告について」、「平成13年度医療監視の結果について」及び「平成14年度医療監視の結果について」が、条例第14条第6号本文及びホに該当するかどうかについて検討する。

医療監視とは、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査で、病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院を科学的で、かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするをその目的としている。

医療監視の具体的な実施方法は、病院が予め作成する施設表、病院資格者名簿、病院検査業務従事者調、事務職員名簿、看護補助者名簿、防火安全対策点検表、病院運営方針の概要及び別紙並びに主要経営管理指標等に基づく確認と、立入調査によって行われ、その結果は、検査表、調査表等にまとめられる。そして、この検査

表の判定欄は調査項目の適否を ×で択一的に判定する形式になっている。

そもそも医療監視の目的が、病院の実態についての段階的な評価にあるのではなく、病院を科学的で適正な医療を行う場にふさわしいものとするにあり、これを考慮すると、この択一的な判定並びにそれに基づく不適合事項、注意・要望事項等の内容が病院の評価に直接結びつけられることは、実施機関の意図するところではなく、開示することにより、病院の正当な利益を害するおそれがあるほか、より正確な病院の実態を把握するために、正規な書類に付随する補助的な資料の提出を病院から任意に求めざるを得ない実態の中で、今後の医療監視に係る業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

しかしながら、これらの情報のうち、「第1表施設表」、「医療従事者必要人員調書」、「医療従事者標準数調書」及び「第1表 病院運営方針の概要」において非開示とされた情報は、人員等の客観的数値や病院が目指す医療提供の方向等を内容とするもので、医療監視の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、更に、病院経営上の正当な利益を害するおそれがあるとまではいえないため、条例第14条第6号本文及びホには該当しない。

なお、病床数、診療科目毎の入院患者数及び外来患者数については、病院自らのホームページにおいて既に公開されているところであり、「第1表 病院運営方針の概要」において記載されている内容についても、その概要はホームページを確認することで知りうる状況ともなっている。

また、「(14)従業者数」及び「第4表 医師等法定人員の充足状況調」については、「第5表 - 1 病院資格者名簿」において、既に医師等の氏名を公開していることから、その数を積算することにより人数が明らかになるため、条例第14条第6号本文及びホには該当しない。

次に、「病院への立入調査について」が、条例第14条第6号本文に該当するかどうかについて検討する。

当該公文書は、平成13年5月に発生した医療事故に対して、県が病院に行った調査の概要である。

調査結果のうち「(1)経緯について」には、主に事故当日の医療事故当事者の病状及び治療方法がその経過とともに記載され、「(2)看護体制について」には、産婦人科の一般的な看護体制が主に記載され、「(3)病院側の見解・主張」には、医療事故当事者の過去の来院歴、事故当日及び現在の病状、病院側の見解等が記載されている。

実施機関は、医療事故の報告制度がない中での任意の聞き取り調査であるため、今後、調査協力が得られなくなったり、正確な事実の把握を困難にする危険性があると主張するが、「(2)看護体制について」(の最終行を除く。)及び「(3)病院側の見解・主張」のうち に記載された医師の当直体制は、通常、一般的に当該病院において行われている看護体制等が記載されたものであり、県の聞き取り調査であるからこそ特別に公開するような内容とは判断できず、「(3)病院側の見解・主張」のうち 及び に記載された内容も、立入調査に先んじて、既に記者会見で病院側から発表されているところであり、これを開示したとしても、今後医療事故が

発生した場合に病院側の協力が得られなくなるような内容ではないと判断されるため、条例第14条第6号本文には該当しない。また、個人識別情報にも該当しない。

しかし、「(1)経緯について」、「(2)看護体制について」のうち の最終行及び「(3)病院側の見解・主張」のうち 、 及び を除いた部分については、先に記載したとおり医療事故当事者の病状等を主に記載したものであり、条例第14条第2号本文の個人識別情報に該当する。

また、当該医療事故については、事故当時新聞報道がなされたものの、既に3年近くが経過していることから、現段階においては公にしている情報とは認められず、さらに、新聞報道等により確認される内容より詳細であることから、ただし書きイには該当しない。さらにただし書きロ及びハにも該当しないため、非開示とすべき個人情報に該当する。

(5) 本件公文書4について

・ 条例第14条第2号の該当性について

「 病院への苦情について(2件)」は、いずれも苦情者が通院等の過程において感じた不満について、自身やその子供の病状等も含め、実施機関あてに電話でその心情を吐露したものをまとめたものであり、条例第14条第2号の個人情報に該当する。

・ 条例第14条第6号ホの該当性について

「 病院への苦情について(2件)」は、いずれも苦情者が通院等の過程において感じた不満について、自身やその子供の病状等も含め、実施機関あてに電話でその心情を吐露したものをまとめたものであり、病院側の見解を確認したものではないため公平な情報とはいえ、開示することで病院の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるため条例第14条第6号ホに該当する。

6 付帯意見

なお、本件公文書3は、民間病院とは違い、公費で運営される公立病院の医療監視の結果等を示す文書であり、その社会的な立場や役割を勘案すると、医療監視自体が、医療従事者の充足状況や医療施設・設備面の管理を中心に、適切な医療が提供されるための主として外形条件の整備状況を検査するという趣旨からも、積極的にその結果について公表してくべきであるとの審査会としての意見があったことを申し添える。

7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
平成15年 8月21日	諮問
平成15年 9月29日	実施機関からの理由説明書を受領
平成15年11月18日	異議申立人から意見書を受領
平成15年11月28日 (第94回審査会)	審議(本件事案の概要説明)
平成15年12月25日 (第95回審査会)	審議(申立人及び実施機関の口頭意見陳述)
平成16年 2月 2日 (第96回審査会)	審議
平成16年 3月 8日 (第97回審査会)	審議
平成16年 3月23日 (第98回審査会)	審議
平成16年 3月31日	答申